

鎌倉市分別収集計画

令和元年（2019年） 7月22日

1 計画策定の意義

これまで大量生産、大量消費、大量廃棄を行う経済活動などを続けてきた結果、世界は、温暖化や環境汚染、環境破壊、などの様々な問題に直面している。

今後もかけがえのない地球で、世界があらゆる生命と共存していくためには、持続可能な社会を構築していく必要がある。

そのため、限られた資源やエネルギーが有効に活用され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成していくことが求められる。

鎌倉市では、「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現、さらには、SDGsの目標の達成を目指して取組みを進めている。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき一般廃棄物の中でも主要な容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、市民、事業者、行政それぞれの役割、及び具体的な推進方策を明らかにするために策定するものであり、これを公表することにより、関係者が一体となった取組みを推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、行政すべての主体が環境問題に関心を持ち、環境負荷軽減に向けた行動ができるよう、様々な機会を通じて環境教育を推進する。
- (2) ライフスタイルや事業活動の見直しを広く呼びかけていくことで、使い捨て製品の使用削減をはじめとした、ごみの発生抑制を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年（2020年）4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	8,540t	8,479t	8,438t	8,394t	8,371t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がまず3Rに関心を持ち、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- (1) 印刷物やホームページ、説明会などを通じて、3Rの必要性や市民、事業者の役割を啓発する。
- (2) 3Rに貢献している事業者(店舗)や地域での取組みを積極的にPRする。
- (3) 多量の一般廃棄物を発生させる事業者はもとより、少量のごみ排出事業者に対しても、3Rの推進を指導する。
- (4) 3R推進事業奨励金交付制度により、自治町内会における3Rへの取組みを支援する。
- (5) 廃棄物減量化等推進員と協働して、全市的な3Rの取組みを推進する。
- (6) 市が購入する物品や資材は長く使用できるものを選択する。
- (7) 繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品の購入、利用を推進する。
- (8) レジ袋など、プラスチック製ワンウェイ容器の削減及び発生抑制のため、マイバックやマイボトルの持参を積極的にPRする。
- (9) リユース食器の利用を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、笛田リサイクルセンター等の収容量、収集機材等を勘案し、収集に係る区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用カン

主として ガラス製の 容器包装	<ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	飲食用ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	201 t		200 t		199 t		198 t		197 t	
主としてアルミ製の容器	170 t		169 t		168 t		167 t		166 t	
無色のガラス製容器	(合計) 694 t		(合計) 689 t		(合計) 686 t		(合計) 682 t		(合計) 680 t	
	(引渡) 694 t	(独自) t	(引渡) 689 t	(独自) t	(引渡) 686 t	(独自) t	(引渡) 682 t	(独自) t	(引渡) 680 t	(独自) t
茶色のガラス製容器	(合計) 327 t		(合計) 324 t		(合計) 323 t		(合計) 321 t		(合計) 320 t	
	(引渡) 327 t	(独自) t	(引渡) 324 t	(独自) t	(引渡) 323 t	(独自) t	(引渡) 321 t	(独自) t	(引渡) 320 t	(独自) t
その他のガラス製容器	(合計) 548 t		(合計) 544 t		(合計) 542 t		(合計) 539 t		(合計) 537 t	
	(引渡) 532 t	(独自) 16 t	(引渡) 528 t	(独自) 16 t	(引渡) 526 t	(独自) 16 t	(引渡) 523 t	(独自) 16 t	(引渡) 521 t	(独自) 16 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	88 t		87 t		87 t		86 t		86 t	
主として段ボール製の容器	2,022 t		2,008 t		1,998 t		1,987 t		1,982 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡) t	(独自) t	(引渡) t	(独自) t	(引渡) t	(独自) t	(引渡) t	(独自) t	(引渡) t	(独自) t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 509 t		(合計) 505 t		(合計) 503 t		(合計) 500 t		(合計) 499 t	
	(引渡) t	(独自) 509 t	(引渡) t	(独自) 505 t	(引渡) t	(独自) 503 t	(引渡) t	(独自) 500 t	(引渡) t	(独自) 499 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記のもの	(合計) 2,468 t		(合計) 2,450 t		(合計) 2,438 t		(合計) 2,426 t		(合計) 2,419 t	
	(引渡) 2,468 t	(独自) t	(引渡) 2,450 t	(独自) t	(引渡) 2,438 t	(独自) t	(引渡) 2,426 t	(独自) t	(引渡) 2,419 t	(独自) t

上記表における見込み量は、平成 29 年度の 1 人 1 日当たりの排出量×各年度の人口推計×365 日(うるう年 366 日)により算出したものである。なお、人口は、第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画における年度別推移の人口予測を用いており、次のとおりである。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
171,568 人	170,815 人	169,993 人	169,104 人	168,167 人

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)

分別収集は、基本的に現行の収集体制を維持するが、必要に応じ民間活力の導入を図る。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別・保管等の段階
スチール製容器 アルミ製容器	飲食用カン	定期回収 (委託業者)	市
ガラス製容器 (無色、茶色、その他)	飲食用ビン	定期回収 (委託業者)	市
紙類容器 (飲料を充てんするためのもの)	紙パック	定期回収 (委託業者)	民間業者
段ボール製容器	段ボール	定期回収 (委託業者)	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	定期回収 (市、委託業者)	民間業者
プラスチック製容器	容器包装プラスチック	定期回収 (委託業者)	民間業者

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)

分別収集の用に供する施設は次のとおりとする。

収集に係る分別の区分	分別収集の用に供する施設
飲食用カン・ビン	笛田リサイクルセンター
紙パック・段ボール	民間施設
ペットボトル	民間施設
容器包装プラスチック	民間施設

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることとなっている。本市では、これを受けて条例を定め、「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置するとともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱しており、これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取組みを積極的に推進していく。

12 紙製容器包装の資源化について

紙箱類、包装紙類、紙の袋類等の紙製容器包装について本市では単独に分別収集を行っていないが、本市の分別収集区分である「ミックスペーパー」、「ボール紙」として分別収集を実施し、資源化している。